年 月

日

令和

成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を活用した 成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する特定技能外国人の人数に関する報告書

成田国際空港に関する国家戦略特別区域 航空物流外国人材活用協議会 事務局 殿

特定事業者名称	
所 在 地	
代表者 (役職・氏名)	
担当者氏名	
(電話番号)	
(メール)	
協議会構成員番号	

成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会設置要綱第7条の規定により、以下のとおり届出いたします。

1 成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する特定技能外国人の人数

変更前の従事者数	変更後の従事者数	変更年月日

2	増減の理由

## 【留意事項】

報告が必要となるのは、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を活用し、空港外の保税 蔵置場等において、成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する特定技能外国人の人数に変更が 生じたときであり、それ以外の特定技能外国人の人数に変更が生じた場合は、報告は不要です。